

居宅介護住宅改修費の支給について

住宅改修は、被保険者の心身状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、住宅改修の予算等を総合的に考えることが必要ですので居宅介護支援事業者等と相談しながら進めてください。

対象限度額 20万円

* 本人の負担額は、1割～3割です。

住宅改修の工事をする前に適切な改修かどうかを届け出る必要があります。

◎ 事前申請の提出書類

- 1 申請書
- 2 住宅改修が必要な理由書
被保険者の心身状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、住宅改修の予算等を総合的に考え必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載してもらうこと。
介護支援専門員または福祉住環境コーディネーター2級以上の資格がある方が作成する。
- 3 工事費の見積書
工事を行う箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したもの（作成日が記載されたもの）。
- 4 完成予定の状態がわかる写真（撮影日がわかるもの）や図面（改修前、改修後）
- 5 住宅所有者の承諾書（所有者が本人以外の場合）

◎ 改修後の提出書類

- 1 事前申請に提出した書類すべて（申請書に着工日・完成日を記入すること）
- 2 工事費内訳書
工事を行った箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したもの（工事完了日以降の日付で作成されたもの）。
- 3 完成後の状態を確認できる書類
箇所ごとの改修前及び改修後の写真（撮影日がわかるもの）とする。
- 4 領収書（原本）
支給対象とならない費用を含めた領収証でもよいが、工事費内訳書に算出方法を明示してあること。

★関係書類の宛名は本人名義（フルネーム）にしてください。

問い合わせ先 高齢福祉課 介護保険担当

電話 0568-22-1111

住宅改修の種類

☆ 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防、移動又は、移乗動作の助けとなることを目的として設置するもので手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものであること。

福祉用具貸与品の「手すり」に該当するものは、除く。

◎ 手すりの取付けに伴う壁の下地補強含む。

☆ 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するために敷居を低くする、スロープを設置する、浴室の床のかさ上げ等が考えられる。

福祉用具貸与品の「スロープ」及び購入用品の「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は、除かれる。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。

◎浴室の床段差解消（浴室の床かさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置を含む。

☆ 滑り防止及び移動円滑化等の床又は通路面の材料の変更

居室においては、畳敷から板製、ビニル系床材等へ変更、浴室においては、床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等。

◎床材変更に伴う下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備含む。

☆ 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折れ戸、アコーディオンカーテン等に取り替える扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置は、対象とならない。

◎扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事含む。

☆ 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える

ただし、購入用品の「腰掛便座」の設置は、除かれる。

◎便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更も含む。

※その他詳細につきましては、お問い合わせにてご確認ください。